第１回宇陀市総合教育会議　議事録

開催日時：平成２７年６月１８日（木）　午後１時３０分～午後２時５０分	
開催場所：宇陀市役所３階　庁議室	
構成員出席者	竹内幹郎宇陀市長 福田裕光教育長 寺澤亮一教育委員　中尾哲夫教育委員　岡本憲明教育委員　巽礼子教育委員
説明者	内田総務部長　増田教育委員会事務局長 出山総務課長　西田教育総務課長
協議事項	１宇陀市総合教育会議運営要綱（案）及び傍聴要領（案）について ２大綱（案）の作成について
議 事 の 内 容	
市　長	１　市長挨拶 皆様、大変お忙しい中、総合教育会議にご参集を賜りましてありがとうございます。 本年４月１日から新しく地方教育行政法が改正されまして、その法律に基づきまして今回の招集をさせていただいた次第でございます。 法令にのっとり、市長部局と教育委員会部局が相互の連携を図りながら、より良い形の中で、子どもたちへの教育行政を担っていきたいと考えております。総合教育会議の中で、色々協議して頂きながら、大綱の作成に向けて準備を進めて行きたいと思っております。 宇陀市民のよりよい教育環境、また、住みよい宇陀市づくりをめざし、その基礎を築くため、皆様のご意見を賜りますよう宜しくお願いいたします。 本日は宜しくお願いいたします。 ２　出席者紹介 市長、教育長、各教育委員紹介 ３　総合教育会議について （１）新教育委員会制度について
教育総務課長	新教育委員会制度について説明をさせていただきます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成２７年４月１日から施行され、宇陀市では本年４月から新教育委員会制度に切り替えております。 教育委員会制度は、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組みとして長年にわたり大きな役割を果たしてきました。その一方で、責任の不明確さや、閉鎖的体質、危機管理能力の低さなどの問題を指摘する声もございました。数年前に発生しました、いじめや体罰による自殺事件をきっかけにその声が一層高まりまして、今回の改正に至ったものであります。 今回の改正のポイントは、大きく４点ございます。 １点目は、教育行政の責任の所在を明確にするために、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されました。教育委員会の代表となる新教育長は、教育委員会の構成員ではありますが、教育委員ではなく、市長、副市長と同じ地方公務員法が適用され

	ない特別職です。教育長の任期は、市長が任期中に１回は教育長を任命できるようにするため３年となっています。新教育長の職務内容は、従前の教育長と教育委員長の職を併せたものとなり、教育委員会における教育長の責任が明確化されました。 ２点目は、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置することになりました。この総合教育会議につきましては、後ほど総務課長から説明いたします。 ３点目は、教育の目標や施策の根本的な方針を総合教育会議で協議し、教育に関する大綱を市長が策定することになります。この大綱は、宇陀市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めるものでございます。今後、この大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会との間で十分に協議をいたしまして、調整をしていただかなければなりません。双方が同意して定めた大綱については、双方に尊重義務が生じることになります。 ４点目は、いじめなどによる児童、生徒の生命や、身体に被害が生じた際に、事実関係の調査や２次被害の防止、あるいは致死性の高い感染症が流行した場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して直接指示ができることが明確化されました。 以上の４つが大きなポイントでございます。今回の改正においては、教育委員会の地方自治法上の位置づけや、地方教育行政法に規定された職務権限は変更されておりません。また、教育委員会が地方公共団体の教育行政を自らの責任と権限において、管理し、執行する執行機関であることに変わりありません。以上でございます。 ３（２）総合教育会議について
総務課長	先ほど、教育総務課長からの説明がございましたとおり、新教育委員会制度の中でも大きな役割を果たす総合教育会議について、資料１にそってご説明させていただきます。 まず、⑴総合教育会議の設置根拠は、この度改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第１条の４でございます。この条文において、総合教育会議とはどのようなものかということが示されております。 次に、⑵総合教育会議の設置については、文部科学省初等中等教育局長から通知（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正するゆ法律について（通知）」平成 26 年 7 月 17 日）があり、会議における協議事項や具体例、会議の結果に対する尊重義務などが明記されております。 ⑶会議の設置趣旨は、市長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ろうというものであります。 ⑷会議における協議事項は、①大綱の策定に関する協議、②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、④　①～③までに関する構成員の事務の調整ということでございます。 具体的には、学校の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策、予算の編成、執行権限や条例提案権を有する市長と教育委員会で調整が必要な事項、また、

	幼児教育・保育のあり方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項、また、いじめによる自殺や通学路での交通事故が発生した場合の措置及び再発防止、災害や犯罪発生時における担当部局との連携が必要な場合といったように、教育委員会と市長との事務の調整を行います。 　教育委員会のみの権限に属する事項については、方針や基準等についての意見交換となります。 　今後は、大綱策定に向けて開催を予定しています。また、予算編成や条例提案などについての調整のために開催することが予想されます。 　いじめ事件などが発生した場合に、教育委員会会議が招集されるほか、総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議、調整を行うという場合もございます。 以上で、総合教育会議についての説明を終了いたします。 ４　協議事項 （１）宇陀市総合教育会議運営要綱（案）及び傍聴要領「宇陀市総合教育会議を傍聴される方へ」（案）について
総務課長	宇陀市総合教育会議運営要綱（案）及び傍聴要領「宇陀市総合教育会議を傍聴される方へ」（案）について、ご説明させていただきます。 　資料２に沿って、要綱案の概要を第１条から順にご説明いたします。 　第１条　趣旨　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第９項の規定に基づき、総合教育会議の運営に関する事項について定めています。 　第２条　構成員　市長、教育長、教育委員４名の計６名でございます。 　第３条　会議の招集方法　あらかじめ文書で教育委員会に開催日や協議事項を通知いたします。また、ホームページで会議を開催することを公表いたします。 　招集に応じられない場合は、届出をしていただきます。 　第４条　協議事項の調整　会議の開催前に市長と教育委員会で協議すべき事項を整理しておきます。 　第５条　会議の運営　会議は、市長及び教育長並びに教育委員の半数以上の出席で成立といたします。教育長があらかじめ教育委員会として意思を決定した事項等や教育長が教育委員会から委任を受けた事項等について協議及び調整する場合は、市長と教育長の２人で開くことができます。 　会期は、１日とします。ただし、出席された構成員の過半数の方が必要であると認めた場合は延長いたします。議事進行は、市長とさせていただいております。 　事務の調整その他会議における決定は、会議に出席した構成員の全員の合意によって行うことを原則とします。ただし、緊急の必要がある場合につきましては、この限りでないとします。 　第６条　意見聴取　関係者又は学識経験を有する方から協議事項に関して意見を聴取する場合は、あらかじめ開催前に意見聴取の方法や相手方について、市長が教育委員会と合意して決定します。 　第７条　会議の公開　ホームページで開催等をお知らせして、公開の会議とします。

	非公開とするのは、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときです。 　公開中の会議の途中で、非公開とすべき事態が生じた場合は、出席者にお諮りして、途中から非公開とする場合もございます。 　第８条　会議の傍聴　後ほど、資料３傍聴要領で詳しい内容をご説明いたします。 　第９条　議事録の作成及び公表　ホームページにて公表いたします。議事録に記載する事項は、開催日時、場所、出席者等の職・氏名、協議又は調整事項等です。 　第１０条、庶務は、総務部総務課とします。 　続いて、資料３　傍聴要領「傍聴される方へ」（案）についてご説明いたします。 　要綱案の第８条に基づいて作成しておりまして、傍聴される方にお配りする内容となっております。 　１　傍聴の定員　傍聴の定員は、基本的には１０名から１５名程度とします。また、別に記者席も設けます。会議の開催場所によっては、傍聴の定員が変更になることがあります。 　２　傍聴する場合の手続については、会議が始まる３０分前から１５分前までの間に所定の用紙に住所、氏名その他必要事項を記入していただきます。定員を超えた場合は、抽選とさせていただきます。 　３　会議を傍聴する場合の遵守事項として、酒気を帯びている方、会議の妨害となると認められる器物等を携帯している方、その他市長が傍聴を不適当と認める方は、傍聴をお断りいたします。また、傍聴されている最中、みだりに傍聴席を離れたり、私語、談話、拍手等をされることを禁止します。 　議事に批評を加えたり、賛否の表明をすること、飲食又は喫煙を禁じます。写真、動画等の撮影、録音等を禁止します。その他会議の妨害となるような行為をお断りいたします。 　傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴席からの退場を命じられたときは、速やかに退場していただきます。 　４　会議の非公開については、⑴、⑵のとおりでございます。 　５　その他会議の傍聴に関し必要な事項は、会議で定めます。 以上でございます。
市　長	運営要綱案と傍聴要領「宇陀市総合教育会議を傍聴される方は」案についてご意見を宜しくお願いします。
中尾委員	運営要綱案第４条について、「協議事項のあるときは、市長に文書により提示」するとありますが、構成員１人１人で申し出るということでしょうか。 　教育委員会の総意ということであれば、「構成員」という表現ではなく、「教育委員会」と表現すべきかと思います。 　第５条第３項の会議の会期ですが、１回の開催は１日となっておりますが、これは年間何回開催するとか、定例的な開催という決まりはないのでしょう。協議事項が生じたときに随時開催するということでしょうか。
総務課長	予想される案件や開催時期につきましては、予算編成に関しての協議や調整です。

	その他のことに関する開催日時については、案件がある度の開催を想定しております。
市　長	文章で明記する必要はありますか。
中尾委員	要綱なので文章できっちりと押さえておかなければならないのではないでしょうか。
寺澤委員	資料３　傍聴要領２⑵　「定員を超えた場合は抽選」ということであれば、１⑴「傍聴の定員は、１０名から１５名程度」という文言がふさわしくないように思います。
総務部長	１５名を最大として書いておりますので、１５名以内が適当かと思います。
寺澤委員	傍聴要領について、傍聴する人が遵守しなければならない事を冒頭で厳しい表現にした方が良いのではないかと思います。 また、年齢や資格などの規定を設けてはいかがでしょうか。
総務部長	宇陀市議会傍聴規則では、傍聴の手続として「住所、氏名、年齢を受付簿に記入しなければならない」とあります。
中尾委員	年齢制限はありますか。
教育委員会事務局長	市議会傍聴規則では、「児童及び乳幼児は入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。」としています。
総務部長	宇陀市教育委員会会議傍聴規則では、傍聴の届出に関しては「自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付名簿に記入」となっており、傍聴の禁止事項、遵守事項については大きな差はないです。乳幼児や児童は傍聴席に入ることができないということは、教育委員会の傍聴規則にはございません。
寺澤委員	職業や年齢は記入していただく事柄なのではないのかと思います。また、幼児等については、傍聴できる範囲等を規定しておいた方がよいではないでしょうか。
総務部長	それでは、資料２の宇陀市総合教育会議運営要綱（案）の中で、第８条第３項　傍聴席に入ることができない者について、⑵の次に、新たに⑶「児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、市長の許可を得た場合はこの限りでない」と入れさせていただきまして、⑶を⑷に繰り下げさせていただきます。 さきほどご意見のありました、資料２宇陀市総合教育会議運営要綱（案）、第４条（協議事項の調整）について、第１項「構成員」は、「教育委員会」と修正させていただきます。 第５条第３項「会議の会期は１日とする」という旨は、会期のことを言っておりますので、必要に応じて必要な時期に市長若しくは教育委員会から会議の招集をいただくということであります。会議の進行によりましては、延長していただくこともできます。
市　長	開催の頻度は、定例の総合教育会議の開催を年に３回ないし４回すると決めておいて、後は必要に応じ開催するとしても良いのではないでしょうか。
総務部長	内規で定めるか、運営要綱で回数や頻度を明記するかということについて、構成員の皆様でご協議いただければと思います。
市　長	協議事項のある場合は、会議を随時開催させていただきます。決して開催を拒むものではありません。
寺澤委員	先ほど申し上げた資料３傍聴要領の２行目についてですが、「会議の傍聴にあたり、次のことをご確認ください。」という文言の方が、「ご注意ください」より良いかと思います。
総務部長	それでは、資料３傍聴要領について、２行目を「会議の傍聴にあたり、次のことをご確認願います。」と修正いたします。 市長の意見として、「宇陀市総合教育会議運営要綱を遵守し」という文言をどこに入

	れるかについては検討中です。
寺澤委員	傍聴要領については、こちらからの注意や指示を要約した内容であり、宇陀市総合教育会議運営要綱が公開されるのであれば、それに依拠した指示となるので、その文言は省略できるのではないでしょうか。
市　長	根拠として関連が必要かと思いましたが、入れなくても良いということですね。
総務部長	傍聴要領　３会議を傍聴する場合の遵守事項⑴「次に該当する者は、傍聴席に入ることができません」について、先ほどの宇陀市総合教育会議運営要綱（案）第８条第３項にあわせて、わかりやすい表現に変えて、上から３つ目に「市長の許可を得ていない乳幼児」と入れさせていただきます。
市　長	それでは、整理しました修正案について合意していただけますでしょうか。
構成員	はい。
市　長	ありがとうございます。 みなさんの合意を得られましたので、事務局で整理し、宇陀市総合教育会議運営要綱案並びに傍聴要領「宇陀市総合教育会議を傍聴される方へ」案を完成させていただきます。 要綱第５条第４項の規定に従いまして、これより正式に議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。 ４　協議事項 （２）大綱の作成について
教育長	大綱案の策定にあたって、いくつかの確認事項を説明させていただきます。 大綱は、目標や施策の根本的な方針で、（この会議で）協議、調整をしていただいて、市長が作成します。そして、教育委員会、市長が協議事項を尊重しながら執行していくということになります。 大綱の形式については、いつまでに策定しないといけないとか、何年間の大綱にしなさいといった決まりはございません。また、議会の議決事項ではありませんので、この会議でお決めいただき、公表するということになります。 大綱に対し、尊重義務はございますが、尊重しないことに対しての罰則等はございません。策定規定につきましては、地教行法の第１条の３に基づいて教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱を定めるものとするとなっております。根拠になっておりますのは、教育基本法第１７条第１項に、「政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」とあり、これに基づいて実施されるものかと思います。 期間については、定めはないものの、市長の任期が４年、教育長任期が３年ですので、その１年後の様子も含めまして４年から５年が妥当ではないのかと考えております。 主たる記載事項としましては、学校耐震化計画、学校統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園いわゆる幼保一元化を踏まえた幼児教育・保育の充実、そういったことについての目標であるとか、あるいは根本的な方針を掲げるものとなっております。 イメージとしましては、基本的な理念を描いて、それに対する目標、あるいは、その

	姿のイメージそういったところを掲げながら、基本的な目標、柱立ての中での方針を明記していくというようなおおまかな大綱を考えていただければと思います。
市　長	大綱の作成に向けてのあらまし、骨子となる、宇陀市の今後の教育のあり方や教育の課題について、皆さんのご意見を伺いたいと思います。
中尾委員	国の教育振興計画の４つの柱が、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセイフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成というようなものを打ち出しているわけですが、市が作成した主要施策や市の学校教育指導指針を見させていただくとこの項目が入っています。関連するところを抜粋しながら宇陀市の学校教育をどのようにしていくか、という事を具体的に踏まえていっていただけたらと思います。 宇陀市の教育環境の整備をどのようにしていったら良いのかということですが、子どもたちが宇陀市で学びたい、宇陀市で勉強して良かったなと思えるような教育環境を創っていただいたら、ありがたいなと思います。 どのように工夫すれば、保護者も宇陀市で子どもを育てて良かったなという事になるのか。教育方針や、学校教育の施設、設備の充実をどのようにしていくか。また、指導体制、各学校における校長のリーダーシップ、教員の指導力など。同じカリキュラムを教えていても先生によって色々違ってくるだろうし、こういったところを具体的に話し合いながら組み立てていただければと思います。
岡本委員	宇陀市は、子どもたちにとって、ふるさとという位置付けを基本ベースとして、自信を持てる宇陀市、また、誇りを持てるふるさとという言葉を交えながら、基本方針に則って大綱を作成していくのが良いかと思います。 宇陀市は、１０周年の冊子にもありますように、決して何もない市ではないと思います。例えば、物にしても、自然にしても、歴史にしても、色々なところで子どもたちが自信をもって宇陀市外に発信できるものではないかと考えますので、そういったところをベースに大綱を作成していければと思います。
巽委員	国や県の方針が長期的なスパンで作られるとしたら、各市町村で作成されるのは、期間が４、５年ぐらいを目処にとおっしゃられたので、ある程度具体的に目標をクリアするものを重点化した方が良いのではないかと思います。 色々出されているリーフレットを拝見しますと、健康なまちづくりプロジェクトに関しては、宇陀市はかなり進んできているのではないかと思います。介護、医療の問題は、以前に比べたら非常に丁寧に関わっていただいていると聞きますが、子どもを育てるということについては、子育て世代の意見とか、考え方を耳にする機会がない、反映されてこなかった事が、学校や若い世代を育てるということになって、負の部分が出てきているように感じます。 人づくりということについては、コンパクトな宇陀市ですから、色々なところから手が付けられるかと思います。メインは人づくりということで、私は具体的な方針を１つずつクリアできるようなプロジェクトを創っていただけたらと思います。人づくりは難しいと思いますが、人づくりが一番大事かと思います。 これからの宇陀市を担う子どもたちの、縦の繋がり、あるいは横の繋がりを含めた人づくりに焦点を当てていけたらどうかと思います。
寺澤委員	大綱の方向性や内容については、皆さんとほとんど一緒の意見です。 大綱のスタイルについて、どのようなものが良いのかと考えております。例えば市民

	憲章、国が示すものに依拠しながら、宇陀としての総括的な狙いを前文で長文にならないように示し、後は、学校教育、家庭教育、生涯教育、歴史、文化などについて適度に箇条書き、項目に掲げて、簡潔なスタイルにすると、市民の皆様も見やすく、発信もし易いと思います。 　とりあえず、イメージ、大綱素案をまず作成して、足したり、引いたりすることにより作成するということ。１回、ないし２回の会議の中で固めるようなつもりで良いのではないかと思います。
中尾委員	大綱の全体像をどのように持って行ったら良いのか、総合教育会議で市長と協議したい細かい項目もあります。例えば小中一貫校をどのようにするのか、統廃合をどうするのか、少人数になったときはどうするのかなど、市長のご意見も聞きたいわけです。 　大きく市の方針としては、先ほどおっしゃられた市の憲章みたいなものを大綱として作成していき、それを基に細かく枝葉を付けて作成していくのが良いと思います。
寺澤委員	大綱の中に必要に応じて、別途、小委員会とか色々なものを設置すれば対応できるようになるのではないでしょうか。
教育長	宇陀市誕生１０周年記念誌『UDA City 10th Anniversary Mook』に掲載しております宇陀市在住の１６歳以上の方３，０００人に対する住民意識調査で回収された１，３２８人の回答のうち、宇陀市の自慢できるものの第１位は、「山々や田園風景など、美しい自然環境」で、７割近い方が書かれています。第２位「豊かな森林資源」は３８％、続いて「犯罪や事故の少ない、治安の良さ」が３４．３％です。その次に、「歴史的遺産や文化財」であるとか、「地域のつながりや人間関係」の豊かさなどが続きます。いずれも、ポテンシャルの持っている非常に良いところではないかと思います。 　数年後、人口が３分の２になり厳しい状況を迎えます。不登校や特別支援の子どもたちが増え、子育てに不安を感じながら過ごす母親世代へのライフラインをどうやってつくっていくのかという課題があります。宇陀市というポテンシャルの宝物、宇陀市が持っている力を教育の中で活かしながら、そういった課題に取り組んでいくことになるかと思います。 　１つ１つでスペースを取っていたら、大綱どころか推進プランになりますので、それでは作成に何年もかかってしまいます。狙っていく根本的な考え方をしっかり描きながら、大きな柱を作りあげていくことになるかと思います。そこに長期的なビジョンであったり、就学前教育におけるこれからの幼保一元化、０歳から１５歳世代への切れ目のない教育をどのように組み立てていくのかなどといった長期的な意味での今の課題や、宇陀の特色ある取組、あるいはこれからの子どもたちのグローバルの視点や国際社会になっていくほど大事になっていく人権感覚、多様性の中で手を繋ぎながら生きる方法などが大きな課題となってくると思います。 　文化財とか、いわゆる学術・文化・スポーツの社会教育を加えながら、柱立てを５つか６つぐらいにしながら、枝葉をつけて膨らませていくイメージが良いのかなと思っています。
市　長	色々な意見を聴かせていただきまして、ありがとうございます。 　私の意見も少し述べさせていただきたいと思います。 　宇陀市にはすばらしい自然環境や文化が息づいていると思っております。そういった地域を活かした教育を進めて行きたいと思っております。また、基本的には、学習意欲、学力、規範意識、体力の向上、就労教育、生涯教育、スポーツに関する教育等の推進は

	もちろんのこと、市独自の教育として、平成榛原子どものもり公園、宇陀アニマルパーク等の自然豊かな公園等を活用した命の自然の営みへの情操教育にも力を入れていきたいと思っております。 　最終的な目標として、将来社会人として活躍するために、心と身体を鍛えることにも重点を置き、知識が知恵となるような、変化する社会情勢に順応でき、夢や志を育てる教育をしていけたらなと思っております。先ほど述べました宇陀市の環境を大事にしながら、宇陀市を愛する心を育むとともに、自信と誇りの持てる市独自の教育スタイルを目指せたらなと思っております。 　そして、教育を原動力として、だれもが住みたい健幸都市ウェルネスシティ宇陀市を目指して、大人も子どもも気持ち良い、おはよう、こんにちは、こんばんはの運動を広めながら、大人が手本となって実践し、社会の繋がりや仲間意識と学習意欲を向上できるような取組についても考えていきたい。 　もう一点、権利に関する教育とともに、義務と責任のあり方についても取り組む必要があるのではないかと思っております。 　そして、子どもたちが宇陀市で活躍できる、そして日本又は世界で活躍できる人間形成ができる教育を目指し、それらの環境整備に向けて最大限努力していきたいと思っております。先ほどあった喫緊の課題として、幼児期の規範意識教育が大事であると言われています。家庭や地域で規則正しい生活、睡眠時間など日常的な規範意識教育に努めるとともに、宇陀市や地域で暮らすことの大切さ、郷土に対する思いを伝えていけたらなと思っております。 　最後には、感性が豊かな子どもたちを育てるという話もございますので、家庭、地域、行政が一体となったオール宇陀市の体制で教育に努めることによって、心身ともに健全で感性豊かな子どもたちを育てる宇陀市を創っていきたいと思います。 　具体的な施策については、色々話しをさせていただきます。 　先ほど、政府のまち・ひと・しごとの創生を含めて、人口減も大きな行政課題、地方都市の行政課題となっておりますので、都市の方々における大きなファクターとして、教育、医療の問題、雇用の場所の確保がクローズアップされておりますので、教育というものをしっかり重点施策の中に組み込んで、生涯教育を含めて取り組んでいけたらなと思います。本日いただきましたご意見を整理いたしまして、宇陀市の教育における方向性や課題などを大まかに体系化していきたいと思います。 　本日のご意見や日頃の教育行政の課題などについて、教育委員会で取り組んでいる内容がたくさんありますので、大綱の素案については、教育委員会との連携が不可欠と考えております。事務の補助執行という形で、教育委員会で素案作りをお願いしたいのですが、皆様いかがでしょうか。
構成員	異議なし
市　長	ご了解いただけたようですので、教育委員会での素案作りをお願いします。
教育長	それでは、今、市長からもありましたご意見を参考にさせていただきながら、教育委員会で骨子のようなものを作成したいと思います。 　最後に、総合教育会議というのは、教育というものを委員会とか学校だけがやるというだけではなく、行政と手を取り合いながらという推進するというものです。宇陀の財産として人づくりとか、人のつながりがすばらしいということがあります。市のＰTAでもおはよう挨拶、こんにちは運動をしておられます。まちづくり協議会でもされてい

	るので、せっかく総合教育会議ができたので、これを契機にオール宇陀の皆様であいさつ運動を実践し、学校に行ってもどこに行っても挨拶できるように、この会議の課題としてやっていくのも一つの課題推進かなと思っております。
寺澤委員	大綱では、太い柱、遠大なビジョンを骨子として作っていくことになるかと思いますので、あいさつ運動等は推進課題の中で進めて行ってはいかがでしょうか。
市　長	今後、何回かにわたって協議していきたいと思います。市民の方が分かり易いように作っていきたいと思います。
	５　その他
寺澤委員	この２、３日、子どもの貧困問題が話題になっております。人格形成に影響する面もあることから、注目しながら対応していかなければならないと思います。
	生活の状況にかかわらず、宇陀市では、子どもたちの伸びやかさ、地域連携、規範はしっかりしています。中学校になると、思春期に入ってきますので、問題がときどき出てきますが、子どもたちへの対応で大きな問題は起こっておりません。
市長	社会福祉をさせていただいている中で、感謝とか、喜びということが語られなくなってきたという議論にたどり着いたのですが、どこでそういうことになったのかと言うと、教育の問題ではないかということになったのです。子どもたちが、宇陀市で育ったことに誇りを持てるように、この総合教育会議で互いに意見を深めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
	それでは、熱心にご意見をいただきまして、ありがとうございました。
	これで第１回宇陀市総合教育会議を終了したいと思います。